

第64回全国植樹祭 鳥取県実行委員会

式典音楽専門委員会（準備会）

日 時： 平成24年1月30日（月） 15:30～17:30

場 所： 鳥取県西部総合事務所 第3会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 内容

- (1) 第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会について
- (2) 第64回全国植樹祭の概要について
- (3) 先催県での式典音楽について(ビデオ視聴)
- (4) 委員長及び副委員長の選出について
- (5) 式典音楽専門委員会での今後の検討事項について

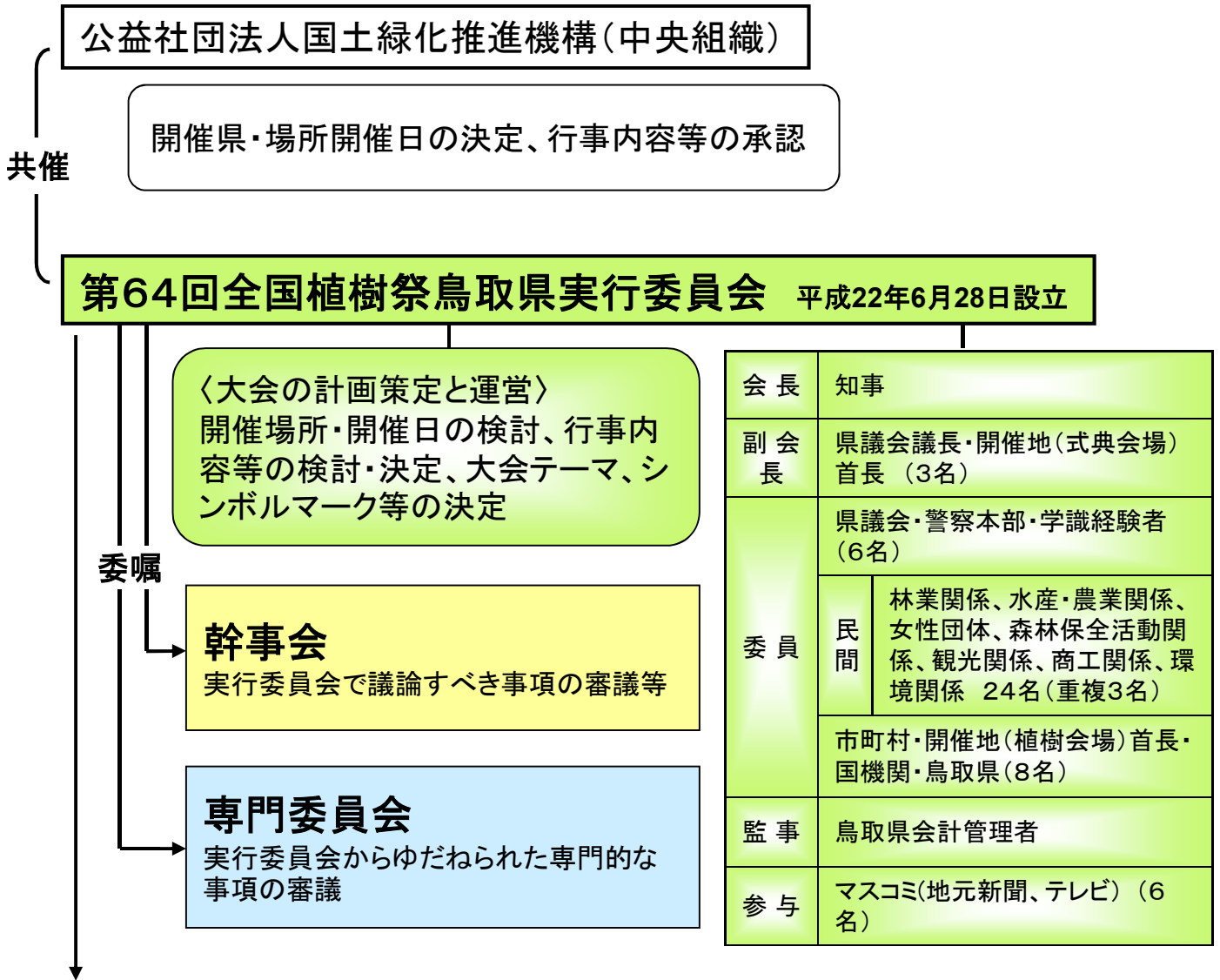
4 その他

プレ全国植樹祭について

5 閉会

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会の組織について

〈大会運営組織〉



第64回全国植樹祭鳥取県実施本部 平成24年度設置予定

- 〈大会準備や実施当日の動員体制総括〉
- 本部長(副知事)
 - 一副本部長(開催地副首長)
 - 一本部員(県職員、開催市町村職員、林業関係者、実行委員会関係団体、ボランティア等)

○全国植樹祭実行委員会会則(平成22年6月28日施行)の参照条文

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第9条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 植樹祭の企画及び運営の基本事項に関すること
- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること
- (4) 幹事会へ委任する事項に関すること
- (5) 専門委員会へ付託する事項に関すること
- (6) その他植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること

4～6

(専門委員会)

第12条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長、副委員長、専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 第6条及び第7条の規定(専門委員会が解散するまでを任期とすること、報酬・旅費を支給することができること)は、専門委員会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「専門委員等」と読み替えるものとする。

5 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について審議し、決定する。

7 専門委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定した時は、次の総会にこれを報告しなければならない。

8 第9条第4項及び第5項の規定(委員の過半数を定足数とし、出席者の過半数により決する)は、専門委員会の会議において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「専門委員会」に、「実行委員」とあるのは「専門委員」にそれぞれ読み替えるものとする。

9 前8項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

【注】下線及び赤い文字の括弧書きは事務局において補足記載

第64回全国植樹祭式典音楽専門委員会の検討事項(案)

1 検討の範囲

(1) プロローグ

- ・ 感謝状贈呈のBGM
- ・ 記念切手贈呈のBGM

(2) 記念式典

- ・ 御着・発時の演奏
- ・ 三旗掲揚、国歌斉唱時の演奏
- ・ 式典行事のBGM・ファンファーレ など

(3) エピローグ

- ・ 大会フィナーレを飾る演出・楽曲

2 検討内容

検討項目	検討内容(想定)	時期
式典で演奏する 曲の選定	選曲の基本方針	
	既存の曲か・作曲か	
	生演奏か既存音源(CD)か	
演奏形態の検討	編成(合唱・吹奏楽・弦楽、その他の楽器の参加)	
	規模	
出演者等の選定	出演者の検討	
	指揮者・作曲者の検討	
練習計画と実施	スケジュール	
	指導者の検討	
演出	衣装	
	配置	
	その他の演出効果	